

予備自衛官のための最新情報

予備自衛通信

- 「予備自衛官転地訓練」
- 「企業にお勤めの予備自衛官の皆様へ」
(兼業・兼職について)



予備自衛官転地訓練

10月31日（土）から11月4日（水）までの間、西部方面隊において、全国から20名の予備自衛官が転地訓練として招集され、札幌地本からは1名の予備自衛官が参加しました。訓練は、九州補給処が担任となって弾薬中隊が編成され、別府駐屯地で訓練準備を行った後、十文字原演習場で弾薬推積群の直接警戒等の訓練が行われ、有意義かつ充実した5日間であったとともに、予備自衛官の識能の向上、招集訓練の魅力化が図られました。



訓練準備



事前教育



弾薬推積群の直接警戒



弾薬推積群の直接警戒



十文字原展望台にて



予備自通信

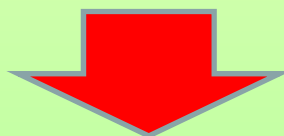
平成27年12月
第9号
札幌地方協力本部

企業にお勤めの予備自衛官の皆様へ（兼業・兼職について）

公務員の兼業・兼職は、原則として禁止となっていますが、次のような場合には、届出を行うことで、許可をしています。

- ① 本職の職務に支障を来たさないこと。
(※休日、休暇、勤務時間外において行うものであること。)
- ② 本職と兼業・兼職の間に、特別な利害関係がないこと。
- ③ 兼業・兼職先への就業が、本職の信用を傷つけるおそれがないこと。

それでは、民間企業は？



私の勤めている
会社は、どうか
なあ？



民間企業において、兼業・兼職を禁止する法律はありませんが、各企業によって、**公務員同様の規則が定められている**場合がありますので、企業にお勤めの予備自衛官の皆様は就業規則をご確認下さい。

※兼業・兼職についての手続き等は、各企業の就業規則に従ってください。

予備自衛官等のご質問、雇用企業に対しての制度説明、訓練出頭への協力依頼等については、札幌地方協力本部予備自衛官課 (011) 631-5474まで、ご連絡をお願いします。